

(参考)  
障第692号  
令和7年9月11日

県所管指定就労継続支援A型事業所 管理者 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

就労継続支援A型事業所の経営状況の報告について（通知）

障害福祉行政の推進につきましては、日頃からご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、指定就労継続支援A型事業所は、県条例において「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない」と規定されており、当該基準を満たしていない場合、経営改善計画の提出を求めているところです。

これまで、県では、毎年度「生産活動実績確認表」により生産活動収支等の状況についてご報告いただき、各事業所の経営状況を確認しておりましたが、令和8年度以降の報告につきましては、以下のとおり、様式及び添付書類を見直しますので、ご了知いただくとともに、引き続き経営状況の報告にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、報告期限等については、毎年度、別途通知を発出し、お知らせいたします。

記

	令和7年度まで	令和8年度以降
報告様式	生産活動実績確認表	経営状況調査表（別添）
報告内容	前年度（4月～3月）における生産活動収支等の状況	各事業所の直近の会計年度における生産活動収支等の状況 （＝スコア表と同じ取扱い）
添付書類	なし	就労継続支援事業に係る会計書類
報告方法	インターネット（Logoフォーム）	同左
その他	生産活動収支の額が当該年度に利用者に支払った賃金の総額を下回る場合は、経営改善計画書を作成・提出	同左

障害福祉課 事業所指導係			
担当係長	垣本	担当	澤本
連絡先	058-272-1111（内線3490）		